

第2次 戸田市 子どもの読書活動推進計画

計画期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日



目 次

第1章	子どもの読書活動推進の意義と背景	3
第2章	第1次戸田市子どもの読書活動推進計画の取り組みと成果	5
第3章	本市における現状と課題	9
第4章	戸田市子どもの読書活動推進計画の基本方針	13
第5章	第2次戸田市子どもの読書活動推進計画の取り組み	14
第6章	戸田市子ども読書活動推進計画体系図	18
資料編		
(1) 子どもの読書環境調査		
	○アンケート調査の実施概要	20
	○読書アンケート調査結果Ⅰ (市内小中学生へのアンケート)	22
	○読書アンケート調査結果Ⅱ (未就学児の保護者への読書に関するアンケート)	29
	○施設へのアンケート調査結果Ⅲ	32
(2)	第2次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会要綱	34
(3)	子どもの読書活動の推進に関する法律	36

はじめに

子どもは、生まれてから言葉を覚えるまでの間、身体の五感を通し、人のぬくもりを感じ、家族とコミュニケーションを図っています。身近な家族から繰り返し声をかけられることで、赤ちゃんは、安心して、言葉を覚えていきます。

言葉を覚えはじめた子どもは、本を読んで貰うことで、おはなしの世界を通じ、様々な体験をします。その中で、豊かな想像力や感性、表現力などを養い、人との信頼感を築くことを覚えていきます。そして、その過程が生きる力の獲得につながり、その後の様々な環境の変化にも適応し、成長していける糧となると言われています。

昨今、子どもたちは情報通信機器の進展により、テレビやパソコン、携帯電話などの、あふれる情報にさらされながら生活しています。このような状況の中では、子どもたちが正しい情報を自ら判断し活用する能力が必要となります。読む経験と読む力が獲得できる読書は、情報の活用能力や生きる力を育むことにつながる、すばらしい側面を持っています。

私は、子どもたちをとりまく、環境が著しく変化するなか、今後も子どもの健全な心が育めるよう、家庭、地域、学校、図書館をはじめ、市全体で読書活動の推進を継続していくことはとても重要であると考えています。

戸田市では、子どもたちがいつでも本に触れ、読書を楽しむことができる環境を地域全体で作りあげていくために、平成21年3月に「戸田市子どもの読書活動推進計画（第1次）」を策定しました。

そしてこのたび、この5年間の取り組みを検証し、計画の基本的理念や基本方針は継承しながら、さらに充実・発展させるために、教育委員会と協力し「第2次戸田市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、読書環境の整備と充実を図り、より子どもが本に親しめるよう、本計画を進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート等を通じ貴重なご意見とご協力をいただいた市民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成26年3月10日
戸田市長 神保 国男

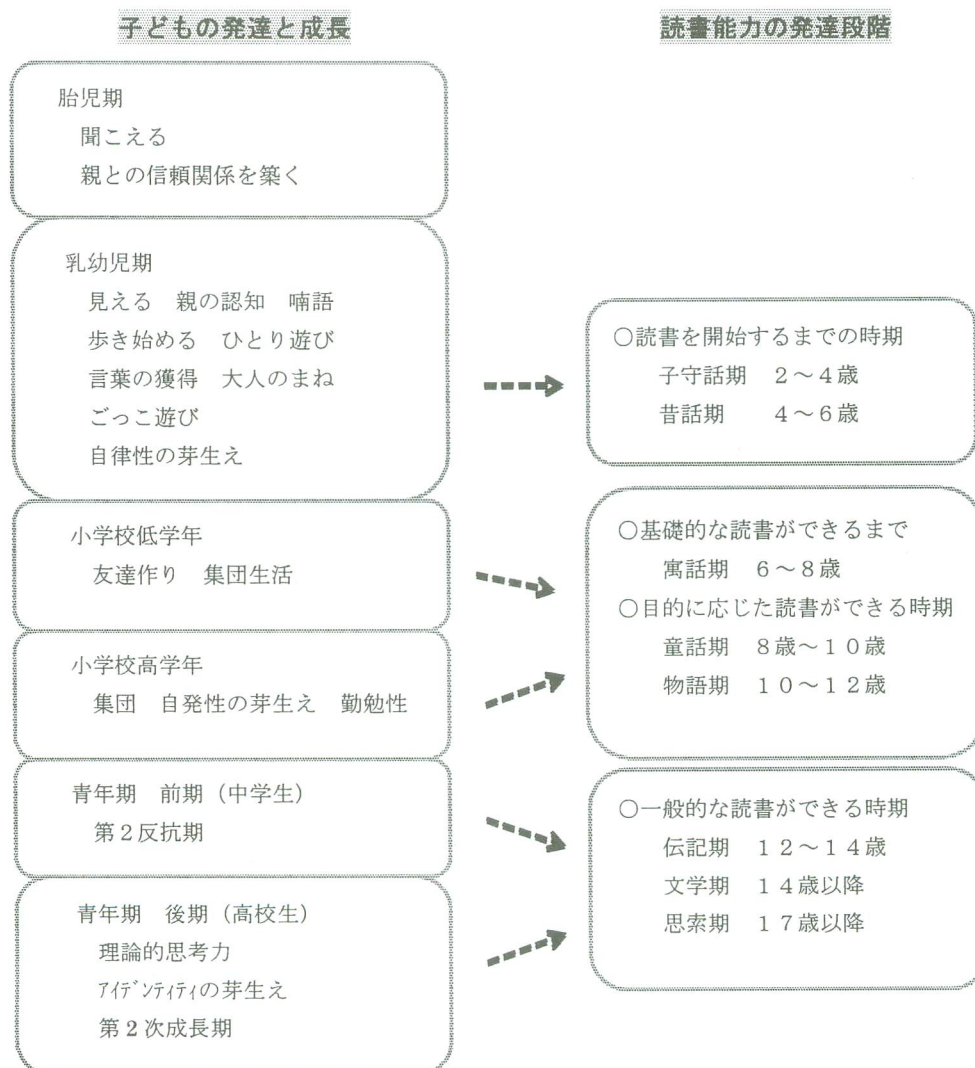
第1章 子どもの読書活動推進の意義と背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもにとって読書は、さまざまな発見や感動、そして知る喜びをもたらします。

読書を通じて、豊かな感性や考える力を育み、また、言葉の使い方を学び、人を思いやる気持ちを育て、生きる力を培っていきます。

メディアや、高度情報通信機器技術の急速な変化と発展により、子どもたちを取り巻く社会環境に影響がおよんでいる中、子どもたちが本当に必要とする知識や情報を得るためにも、子どもの発達段階に応じた、読書環境の整備や充実が必要です。



2 計画の背景

(1) 国の動向

平成13年12月子どもの読書推進法公布。

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行

平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)
(閣議決定)

平成17年7月「文字・活字文化振興法」公布・施行

平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)
(閣議決定)

平成25年5月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)
(閣議決定)

(2) 県の動向

平成16年3月「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

平成21年3月「第二次埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

(3) 戸田市の動向

平成21年3月「戸田市子どもの読書活動推進計画」策定

平成22年3月「戸田市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定

平成23年3月「戸田市第4次総合振興計画」策定

平成23年3月「第2次戸田市教育振興計画」策定

平成24年3月「第3次戸田市生涯学習推進計画」策定

第2章 第1次戸田市子どもの読書活動推進計画の取り組みと成果

図書館を中心に、子どもたちが日ごろの生活の中で、いつでも本に触れたり、読書に親しめるよう、読書環境の整備や充実を図りながら、ボランティア活動の支援や学校との連携、また、発達段階に応じた図書の紹介など様々な取組を行いました。

基本方針1

家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

目標 家庭・地域、学校など、子どもたちが生活を送る身近な場所で、いつでも本に触れたり、読書に親しめるような子どもの読書環境の整備・充実を図っていきます。また、地域全体で絵本等の読み聞かせや子どもの発達段階に応じた図書の紹介を通して、家庭で親子がそろって本に親しんでいけるよう働きかけていくなど、子どもが進んで読書ができるよう、本に親しむ機会の提供と充実を図っていきます。

取り組みと成果

- 平成23年4月よりブックスタート冊子「生まれる前からはじめようブックスタート・マタニティママと赤ちゃんの小箱」を母子手帳発行時に随時配布開始しました。
- 平成23年6月より「新しい絵本のリスト」を発行し、戸田公園駅前行政センター内にある戸田公園駅前配本所に設置、隔月発行しました。
- 福祉保健センターで行われる4ヶ月健診に来た親子を対象に「ブックスタート」の趣旨の説明をし、絵本の読み聞かせの実演と絵本の提供を行いました。
 - ・ブックスタート参加者数 1,442組（平成24年度実績）
- 市内小中学校18校の全校で朝読書等の実施。またボランティアの活用を、小学校12校、中学校1校で行いました。

大人と子どもが共に時間を、分かち合ってもらうために、大人向けの本や、子ども向けの絵本の紹介などの啓発活動により、家庭での読書に対する意識を高めてもらうことができました。4カ月健診時に行っているブックスタートでは、保護者の方より、この機会をきっかけに、親子で絵本に親しんだりしている等のご意見もいただき、絵本の楽しさと図書館の利用促進に、繋げることができました。

基本方針2

子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

目標 市立図書館、学校、保育園、幼稚園などの施設がそれぞれの役割を担いながら、図書資料の整備・充実を行うとともに、おはなしボランティアの育成や支援のほか、子どもの読書推進のための地域ネットワークの整備・充実を図っていきます。

取り組みと成果

- 子どもの視点や、発達に配慮しながら、図書館の児童資料の充実を図るために、子どもが最初に出会う絵本や物語、知識の本、科学の本や調べ物学習に対応した本等、多岐にわたる資料を収集しました。

- ・児童資料蔵書数（紙芝居含） 120,299冊（平成24年度実績）
- ・児童資料貸出数（紙芝居含） 314,955冊（平成24年度実績）

- 図書館では、ボランティアの育成や支援を行うために、読み聞かせやストーリーテリング等の専門の講師を招き、おはなしボランティア養成講座を開催しました。また、ボランティアによる、地域や学校での活動の支援を、行いました。

- ・図書館おはなしボランティア養成講座参加者数

年10回 延べ116名（平成24年度実績）

図書館で活動しているおはなしボランティアが、地域や学校でも活動しているため、子どもに親しみのある読書環境の提供に、繋げることができました。保育園や幼稚園でも、活発に読み聞かせを行い、市内学童保育室等に必要に応じて、図書館のリサイクル図書の提供を行うなど、子どもたちの読書環境の推進を図りました。

基本方針3

子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

目標 子どもが読書の喜びを知り、読書の習慣を身に付けていくためには、子どもと関わりが深い保護者、教員、保育士等が子どもの読書について理解と関心を持つことが重要です。このため、読書活動の意義や大切さをあらゆる機会を通じて多くの人に伝えるとともに、啓発用パンフレットの配布や優良図書の情報提供等を行うなど広く啓発・広報を行っていきます。

取り組みと成果

- 図書館では、以下の展示や啓発用パンフレットの配布を行いました。
 - ・テーマごとに児童書を紹介するテーマ別図書の展示
 - ・乳幼児向けのパンフレット
「あかちゃん絵本のリスト あかちゃんの小箱」の配布
 - ・小学校の新一年生向けの本の紹介冊子
「おめでとう！いちねんせい 本はみんなのともだち」の発行、配布
 - ・児童向けの本の紹介冊子「わいわいだより」のを発行し、市内の小学生に配布

- 読書についての、理解や関心を持ってもらうために、以下の親子向けの講座や集会行事を開催しました。

・「ととけっこの部屋」	年12回	参加者数	延べ	427名
・「おはなし玉手箱」	年70回	参加者数	延べ	1,455名
・「おはなしの部屋」	年12回	参加者数	延べ	169名
・「親子折り紙講座」	年1回	参加者数		24組
・「親子で楽しむ絵本とわらべうたの講座」	年5回	参加者数	延べ	115名
・「子どもの本の講演会」	年1回	参加者数	延べ	42名

(平成24年度実績)

- 正しい情報をどのように調べたらよいか、本の探し方や調べかたなど、読むだけではなく、いろいろな使い方があることを知ってもらうため、子ども向けのレファレンス講座の開催を行いました。
 - ・「子どもレファレンス講座」(親子向けも含む)
年14回 参加者数 延べ 145名

(平成24年度実績)

本の紹介冊子の配布や各種講座、集会行事を開催し、子どもたちに参加してもらった結果、本に親しむ機会の提供や、読むだけにとどまらず、学習課題の解決に繋がる使い方等も知ってもらうことができました。

基本方針4

子どもが読書に親しむための推進体制の整備

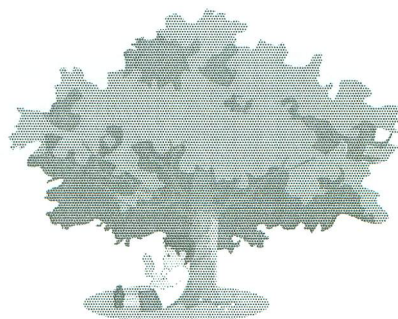
目標 子どもの読書活動を地域全体で推進するためには、家庭・地域、学校などがそれぞれに連携を深め、相互に協力を行う体制を整備していく必要があります。

このため、図書館を中心に、学校、保育園、幼稚園などの施設と保護者や地域のボランティアなどの関係者を含めた総合的な推進体制の整備を図っていきます。

取り組みと成果

- 児童書のリサイクル資料を、希望のある学童保育室等に配布するなど、読書活動に役立てもらうための活動を行いました。
- 市内で活動するボランティア団体や、施設への団体登録と資料の貸出、また、平成21年11月より、市内で活動するボランティア団体等に、大型絵本の貸出を開始しました。
 - ・大型絵本所蔵数 69冊（平成25年3月末現在）
- 読書活動の推進と、多岐にわたる調べ学習等のために、市内の小中学校へ団体貸出を行い、学校との連携を図りました。
 - ・学校団体貸出冊数 8,449冊（平成24年度実績）

団体貸出や、大型絵本の貸出等を行うことで、地域や学校との連携にも繋がりを、読書活動の推進を図ることができました。



第3章 本市における現状と課題

現 状

戸田市では、平成21年度から5ヵ年計画として「戸田市子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書活動の推進を図りました。

● 基本方針

- 1 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

上記の基本方針に沿って、子どもたちが自然に本に親しめ、読むことの楽しさを体得できるよう、家庭や地域、学校、図書館等でさまざまな取組を行いました。

その活動が、どのように反映されたのか、状況を把握するために、平成25年5月に、市内の小中学生や未就学児童の保護者を対象としたアンケート、また、子どもに係る市内の公共施設や私立保育園等に、アンケート調査を実施しました。（資料編 P19参照）

アンケート調査の結果、小中学生については、読書が楽しいという理由から、「読書が好き」との回答が、いずれも7割を超えました。読まない人の理由としてはパソコンやゲーム、テレビ等が好きだからという回答が最も多く、情報通信機器等の普及などの影響も、考えられる結果となりました。

読書をする場所は、自宅と学校が多く、子どもたちの身近な場所が中心となっています。

また、未就学児については、親子の絆を深めるために、楽しみながら読み聞かせを行うなど、家庭での読書についての意識が高いことがわかりました。

家庭での読書習慣や、親子のふれあいを大切に考え、読み聞かせを行う家庭が、かなり多い結果となっており、身近な人たちとのふれあいや、楽しさを伝えることが、読書活動の推進に繋がるのではないか、という意識をもたれていることもわかりました。

施設へのアンケートでは、学校図書館やその他の施設において、子どもたちがいつでも本に触れられるような環境としての配慮がされており、読み聞かせも、盛んに行われていることがわかりました。また、幼稚園や保育園等でも、

絵本の貸出や、その日に、読み聞かせをした本を保護者へ紹介するなど、積極的に、読書活動に取り組んでいます。

図書館では、インターネットを通じて、図書館ホームページから本の検索や、予約をすることができます。子どもたちにもパスワードの発行をし、気軽に利用できるよう対応しています。

図書館施設については、図書館本館のほか、市内の各地域に、上戸田分室、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室の4分室と戸田公園駅前配本所を配置しています。また、児童生徒の学習等、利便性を図るため、平成25年7月より開館時間の延長を実施しました。

戸田市立図書館一覧

館名	蔵書数（平成25年3月現在）		所在地	開館時間
	一般書	児童書 （紙芝居含）		
図書館本館	234,383冊	91,481冊	大字新曽 1707番地 442-2800	平日 9:00~20:00 土日祝 9:00~18:00 休館日を除く
上戸田分室	25,823冊	11,706冊	上戸田 2-18-13 442-1211	毎日 9:00~18:00 休室日を除く
下戸田分室	1,124冊	7,629冊	下前 1-2-20 442-1228	
美笹分室	9,433冊	7,109冊	美女木 5-2-16 421-6737	
下戸田南分室	14,965冊	2,374冊	川岸 2-4-8 443-1500	
戸田公園駅前 配本所	—	—	本町 4-15-11 420-9746	平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~17:30



課 題

現代の社会において、子どもを取りまく環境の多様化が進むなか、一方で子どもの成長の妨げになる情報や資料も、身近に存在しています。日常的に良い本と出会い、正しい情報が得られるよう、また、子どもの選択能力を養うためにも読書環境の整備は欠かせません。

図書館を中心に、家庭や地域、学校の連携と協力の関係を、より一層築きながら、読書活動の推進を図ることが課題となります。

子どもと係る、それぞれの環境における取組も、重要になると考えます。

(1) 家庭において

特に乳幼児は、保護者や身近な大人の助けがなければ、本に親しむ機会が得られません。子どもにとって生まれて初めての読書環境が家庭になるため、保護者へ読書の大切さを伝えることが重要です。子どもと本を繋げるための環境として、子どもにとって一番身近な家庭に本があり、身近な人から読み聞かせをしてもらうことが、読書へ誘うこととなります。

家庭内での読み聞かせや、親子のコミュニケーションツールとしての絵本の活用等、図書館の利用促進を図っていく必要があります。

(2) 地域において

子どもにとって、身近な地域の施設と、保育園や幼稚園、また家庭、学校を重点に読書活動の推進を図ることが大切です。子どもの係る施設や保護者へ、読書に関する情報の周知や広報、また、優良図書 の 推 奨 や、地 域 に 密 着 し た お は な し ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 の 支 援 を 行 っ て い く 必 要 が あ り ま す。

(3) 学校において

子どもが一定の年齢になると、初めて体験するのが学校図書館です。児童生徒の読書活動や、知的活動の増進する場として、また、想像力を養い、主体的な学習支援の場として、重要な役割を果たします。子どもたちが、一日の生活の大半を過ごす学校において、学校図書館の資料の充実、読み聞かせや読書に関する情報の周知や広報、読書指導等を継続し、行うことが大切です。そのためには市立図書館との連携の強化が必要です。

(4) 図書館において

子どもの読書活動を推進するうえで、市立図書館は中心的な役割を果たすた

めに、図書資料、設備等の整備、読書活動の機会に関する情報提供の充実が必要です。また、ボランティアの育成や子どもの係る施設との連携も重要と考えます。

さらに、今後は、子どもたちが必要な情報を効率よく検索・収集し、図書館を有効に利用できるような活動や、子どもたちのリテラシーの育成が求められています。

また、読書活動の計画を推進していくための体制の整備と、関係機関との連携が必要です。

※) リテラシー・・・読み書きの能力や、生きていくために必要な情報を上手く活用する能力等

(5) 障害のある子どもや、日本語を母国語としない子どものために

障害のある子どもが、豊かな読書活動の体験ができるよう、市内の子どもが係る施設において、資料の充実や、設備等の環境の工夫が必要です。

また、すべての子どもに、読書の楽しさを伝えるために、日本語を母国語としない子どもへのサービスも必要です。



第4章 戸田市子どもの読書活動推進計画の基本方針

国の基本的方針及び埼玉県子ども読書活動推進計画を踏まえ、戸田市では次の4項目を、第1次の読書活動推進計画の基本方針としてきました。

今回の、第2次戸田市子どもの読書活動推進計画についても、これから生まれてくる子どもたちや、その子どもの発達や成長にあわせ、また、現在の読書環境を継続していくため引き続き、第1次計画の方針を引き継ぐこととします。

基本方針1

家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもたちが、読書の楽しさを知り、読書の習慣を身につけられるよう、成長段階に適した読書の機会の提供と充実に努めます。

基本方針2

子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが本に触れあう場所は、家庭や地域、学校、図書館など、子どもを取り巻く環境の至るところに存在します。子どもたちが自主的に読書活動ができるよう環境の整備と充実に努めます。

基本方針3

子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

あらゆる機会に、子どもの読書に関する様々な情報の提供など、啓発と広報活動に努めます。

基本方針4

子どもが読書に親しむための推進体制の整備

家庭や地域、学校、関係各課と市立図書館が連携、協力しながら活動状況の把握や情報交換ができるよう、推進体制の整備に努めます。

計画の期間は平成26年度より5年間とします。国、県の動向、また、読書環境により必要があった段階で見直しを行うものとします。

第5章 第2次戸田市子どもの読書活動推進計画の取り組み

本市における課題解決のため、第1次の計画の結果と成果をふまえ、これまでの目標の継続と、子どもの成長にあわせてきめ細やかな読書活動の推進が必要と考えます。

そこで、第2次戸田市子どもの読書活動推進計画の取り組みでは「子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにして、人生をより深く生きる力を身につけられるよう、読書環境の整備を推進すること」を基本理念とし、今後の課題である、子どものかかわる環境において新たな目標を立て、実施していくことにしました。

基本方針1	家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
目 標	<p>乳幼児期では、親が子どもに語りかけることで、親子の信頼関係を築く大切な時期です。本の読み聞かせなどを通し、親子で楽しいひと時を過ごすことで言葉の獲得や本との出会いも生まれます。子育てに係る家庭、地域、学校において読み聞かせや読書の重要性について理解を促します。</p> <p>この5年間で、実施できた地域全体で行っている絵本等の読み聞かせや、子どもの発達段階に応じた図書の紹介、また親子がそろって本に親しみ、子どもが進んで読書できるよう、本に親しむ機会の提供を継続するとともに、時代の変化による新たなニーズに対応していきます。</p>	
取 組 み	<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者へ読書に関する周知、啓発の促進 ●本と出会う機会の拡充 ●家庭での読み聞かせの推奨 ●ボランティアとの連携 ●市内施設での子育て支援講座の開催 	<p>関係課</p> <p>図書館 指導課 こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課 障害福祉課 生涯学習課</p>
指 標	ボランティア養成講座、読み聞かせ関連講座の拡充	図書館 生涯学習課

基本方針2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	
目 標	<p>「第2次戸田市教育振興計画 戸田市教育委員会発行」(平成23年3月)に基づいて、家庭・地域の教育力の向上や、生涯学習の推進のなかでもさまざまな読書活動の推進を図っています。</p> <p>家庭や地域、学校との連携を保ちながら、市立図書館や学校図書館の利用の拡充、図書資料の充実を図り、子どもの読書習慣の確立を目指します。</p> <p>市内の子どもに係る施設において、児童書の収集を引き続き行うとともに、子どもの読書習慣を身に付けるため、市立図書館と学校図書館の連携強化に重点をおき、リテラシーの向上を目指します。</p> <p>また、障害のある子どもや、日本語を母国語としない子どものための取組を行います。</p> <p>※) リテラシー・・・読み書きの能力や、生きていくために必要な情報を上手く活用する能力等</p>	
取 組 み	取 組 み 内 容	関 係 課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書資料の充実 ● 読書指導の充実 ● 図書館、学校図書館、地域との連携 ● おはなしボランティアの活用 ● 障害のある子どもや日本語を母国語としない子どもへのサービスの充実 	図書館 指導課 こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課 障害福祉課 生涯学習課
指 標	他言語資料の導入 児童向けの点字資料の拡充	図書館 指導課

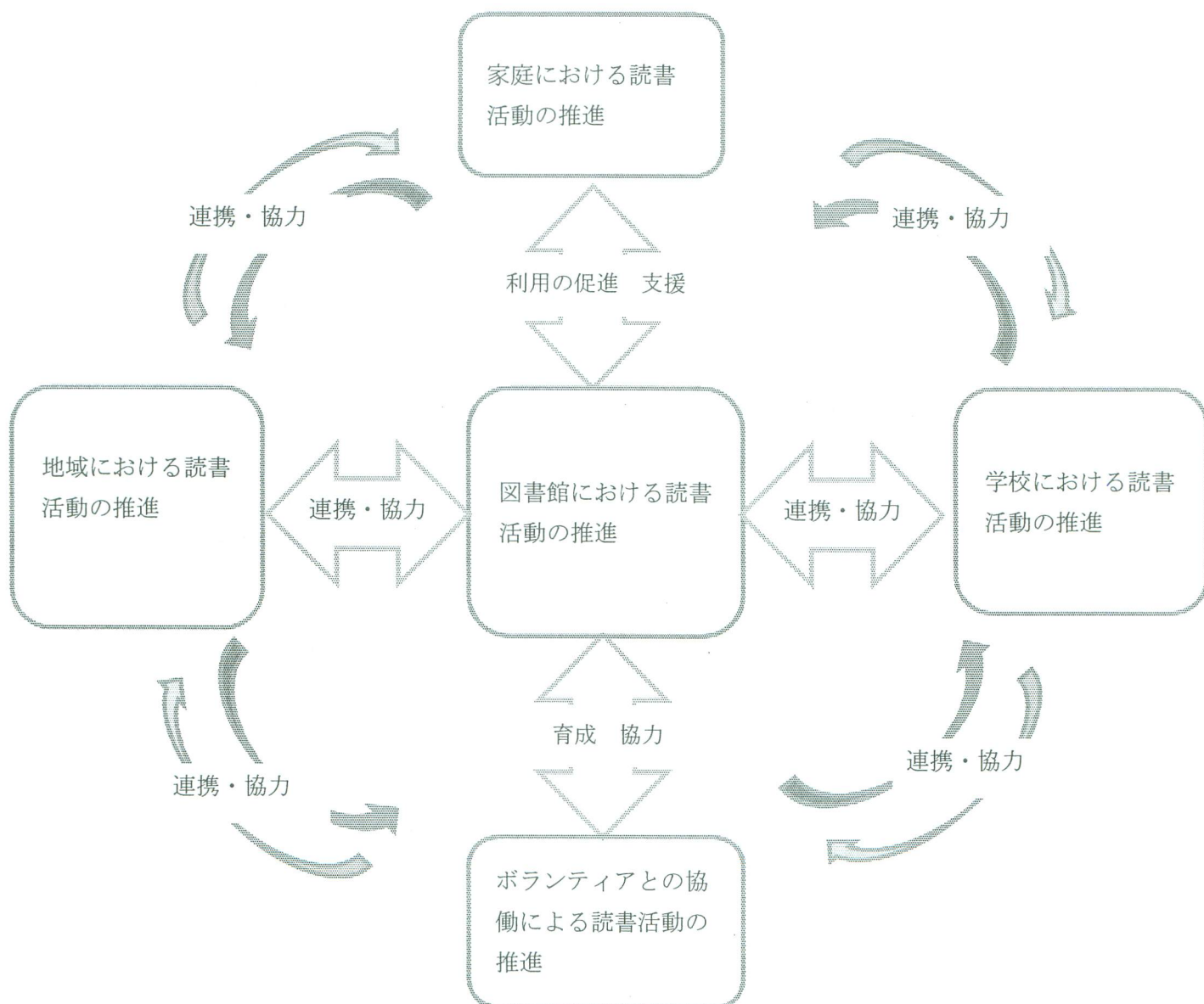
基本方針3	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	
目 標	<p>保育園や幼稚園、児童センター等子どもに係る場所や地域で、豊富な図書の中から、子どもが読みたい本を気軽に利用できるよう、環境の充実を図ることで、子どもに読書の楽しみを知ってもらうことができます。親への読書相談、子どもに与えたい本の選択や与え方等、図書についての情報提供を行うことは読書活動推進を図るうえで重要な役割を果たします。</p> <p>子どもにとって、なぜ読書が必要かつ重要なのかを、多くの市民に伝えることも大切です。読書活動の意義や大切さを、あらゆる機会を通じて伝えるために、啓発・広報を継続し行っていきます。</p>	
取 組 み	<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者へ読書の情報に関する周知、啓発の促進 ●本と出会う機会の拡充 ●集会行事や図書に関する情報提供や広報活動の充実 	<p>関係課</p> <p>図書館 指導課 こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課 障害福祉課 生涯学習課</p>
指 標	保護者（父親）への積極的な参加を呼びかけるための広報・啓発の拡充	図書館

基本方針4	子どもが読書に親しむための推進体制の整備	
目 標	読書環境について、地域全体、各関連施設において、分け隔てなく推進するよう呼びかけます。子どもたちが、本をいつでも手にとりやすい環境を目指します。また、障害のある子どもたちが、読書に親しめる環境にするための配慮も必要です。目の不自由な子どもたちのために、録音図書・大活字本や点字資料の収集を行います。	
取 組 み	取組み内容	関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ●本と人を結びつける人材の育成 ●ボランティアの養成 ●障害のある子どもへのサービスの充実 	図書館 指導課 こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課 障害福祉課 生涯学習課
指 標	第2次戸田市子どもの読書活動推進計画進行管理を行うため、戸田市子どもの読書活動推進委員会の立ち上げ。	図書館 指導課 こども家庭課 保育幼稚園課 児童青少年課 障害福祉課 生涯学習課

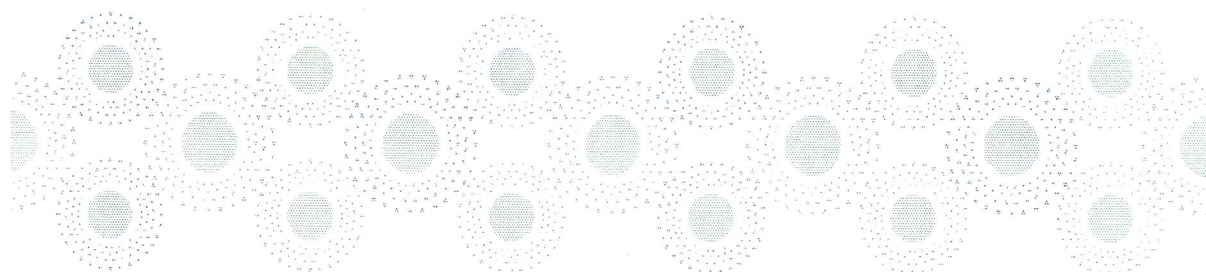
第6章 戸田市子どもの読書活動推進計画体系図

基本理念

子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けられるよう、読書環境の整備を推進します。



資 料 編



子どもの読書環境調査

■□■ アンケート調査の実施概要 ■□■

① 調査の目的

「第2次戸田市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたり、第1次戸田市子どもの読書活動推進計画での取組の状況の把握、課題の発見と今後の施策の参考にするために、アンケート調査を実施しました。

② 調査期間

平成25年5月1日～31日 1カ月間

③ 調査方法

● 調査対象1

(市内小学校2年生から中学3年生の児童生徒及び未就学児の保護者へ調査)

【市内小中学生(小学校12校・中学校6校)】

・対象学級数及び人数

小学校低学年(2・3年)	35学級	1,074人
小学校高学年(4・5・6年)	49学級	1,602人
中学生(1・2・3年)	37学級	1,319人
※合計	121学級	3,995人

・実施学級数及び実施(回収)人数

小学校低学年(2・3年)	35学級	1,045人
小学校高学年(4・5・6年)	49学級	1,566人
中学生(1・2・3年)	37学級	1,272人
※合計	121学級	3,883人

・実施（回収）率

学級数	対象121学級	回収率	100%
児童生徒数	対象3,995人	実施（回収）	3,883人
		回収率	97%

【未就学児の保護者（市立保育園）】

・対象人数	853人
実施（回収）数	534人

※回収率 63%

【未就学児の保護者（子育て広場・親子ふれあい広場）】

・配布数	270部
実施（回収）数	213人

※回収率 79%

【未就学児の保護者（あすなろ学園）】

・配布数	47部
実施（回収）数	26人

※回収率 55%

※未就学児の保護者対象人数	合計	1,170人
未就学児の保護者実施人数	合計	773人
	回収率	<u>66%</u>

● 調査対象2（施設へ調査）

市内小中学校	18校	市内高校	2校
市立保育園	8園	親子ふれあい広場等	8施設
私立保育園	13園	私立幼稚園	10園
私立家庭保育室	17室	障害児施設（あすなろ学園）	1園
プリムローズ	1施設		

・配布施設数	78施設
・実施（回収）数	62施設

※回収率 67.9%

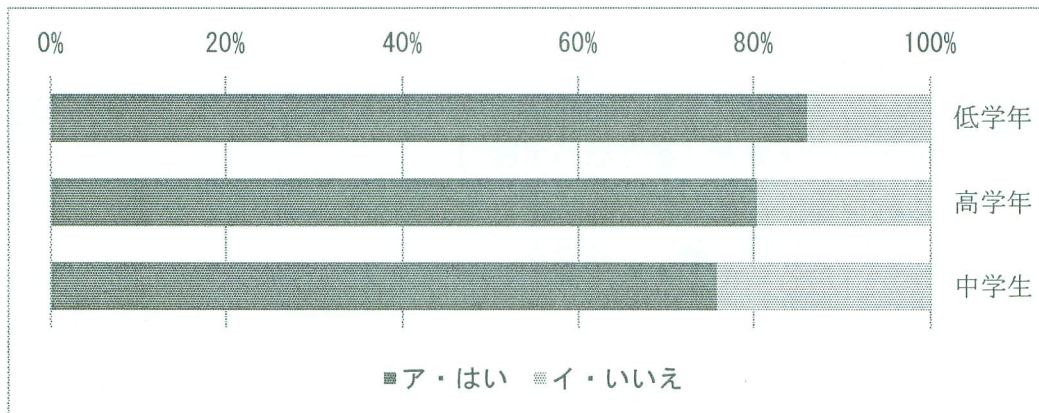
◆◆◆読書アンケート調査結果Ⅰ◆◆◆

第2次戸田市子どもの読書活動推進計画を策定するために、市内の子どもたちの読書の状況を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

●市内小中学生へのアンケート●

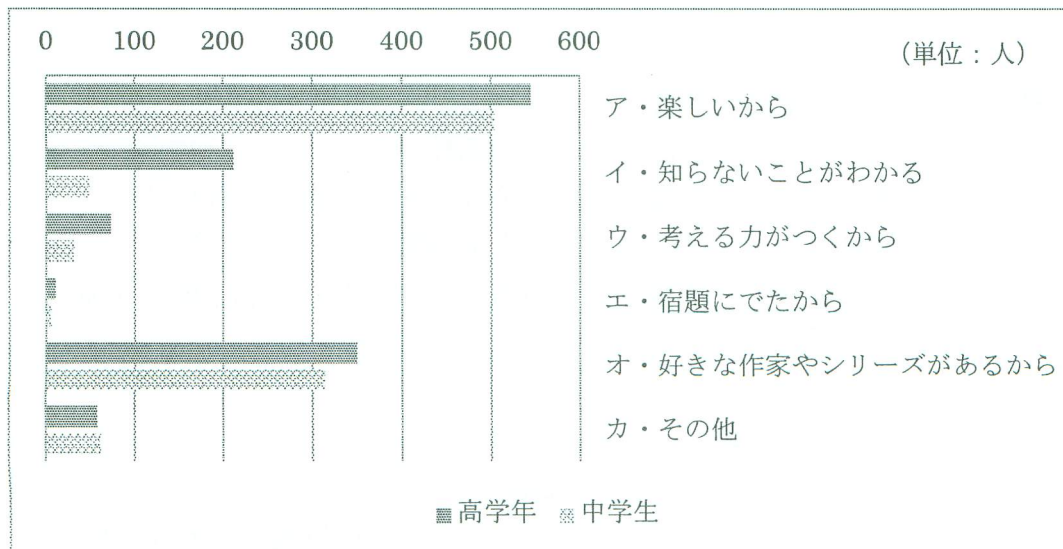
- ①小学校2～3年生の設問（低学年） 7問
- ②小学校4～6年生の設問（高学年） 13問
- ③中学校1～3年生の設問（中学生） 13問

問1 あなたは本を読むことが好きですか。



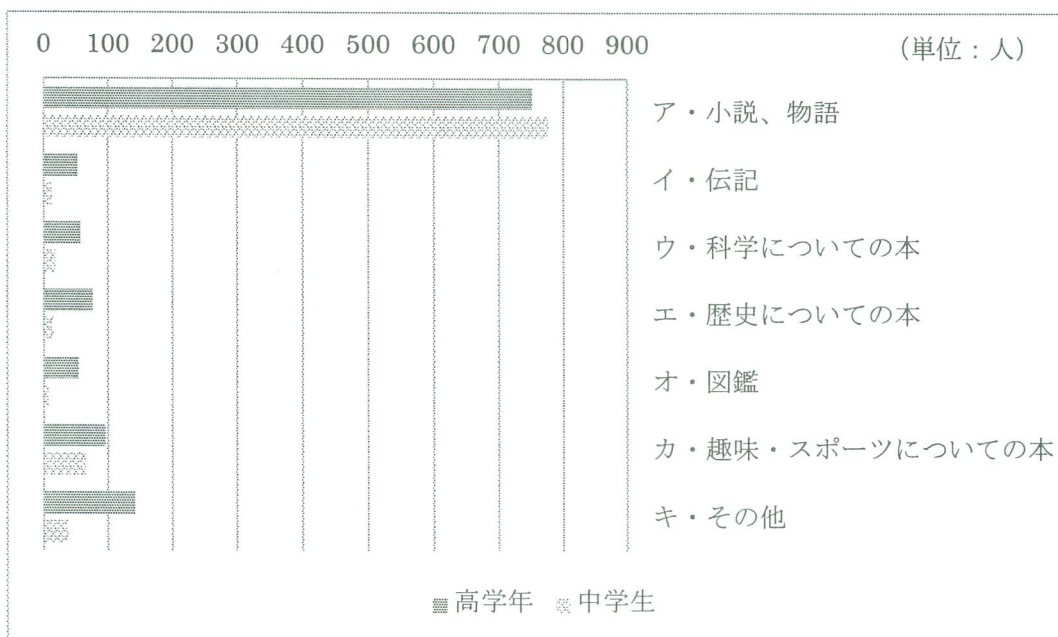
問2 どんな理由からですか。

問1の質問で、(ア はい)を選んだ人だけ教えてください。



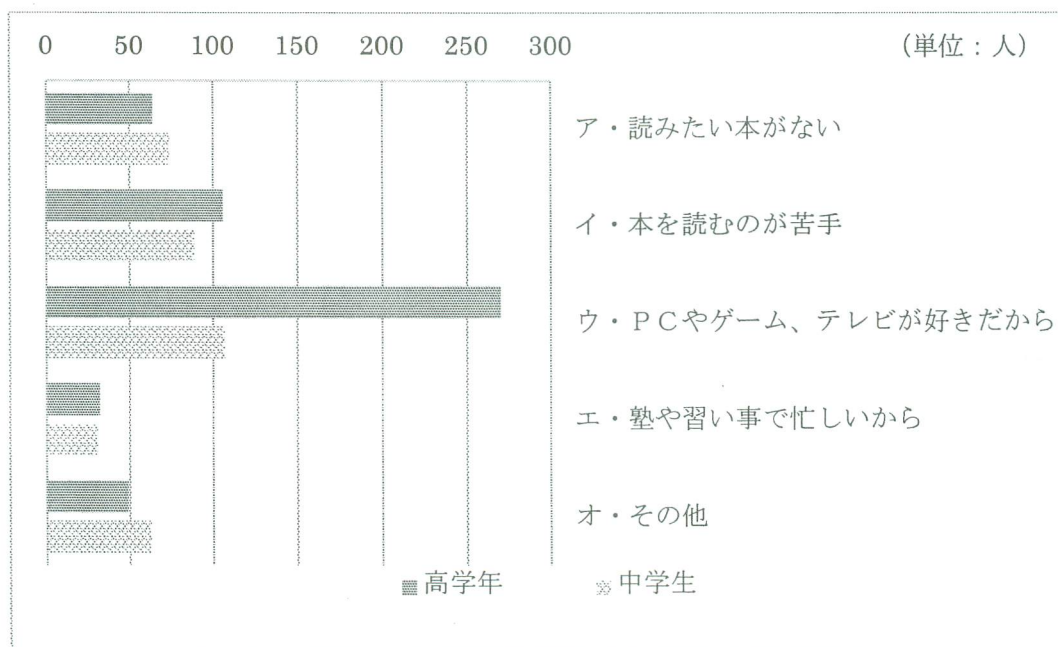
問3 どんな本を読んでいますか。

問1の質問で、(ア はい)を選んだ人だけ教えてください。

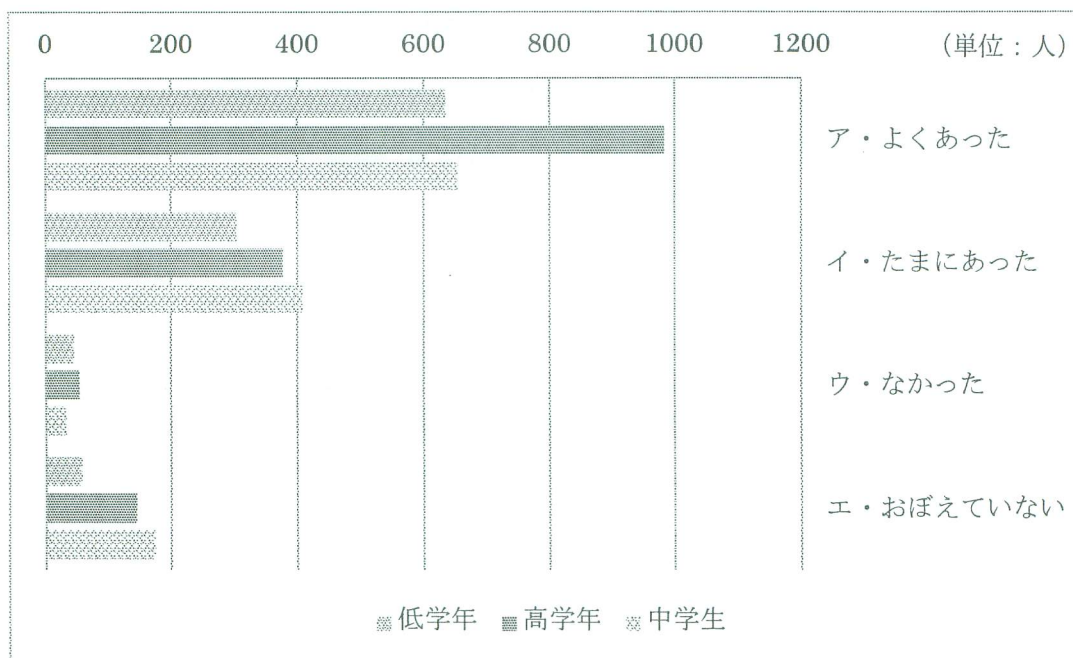


問4 本を読まない理由はなんですか。

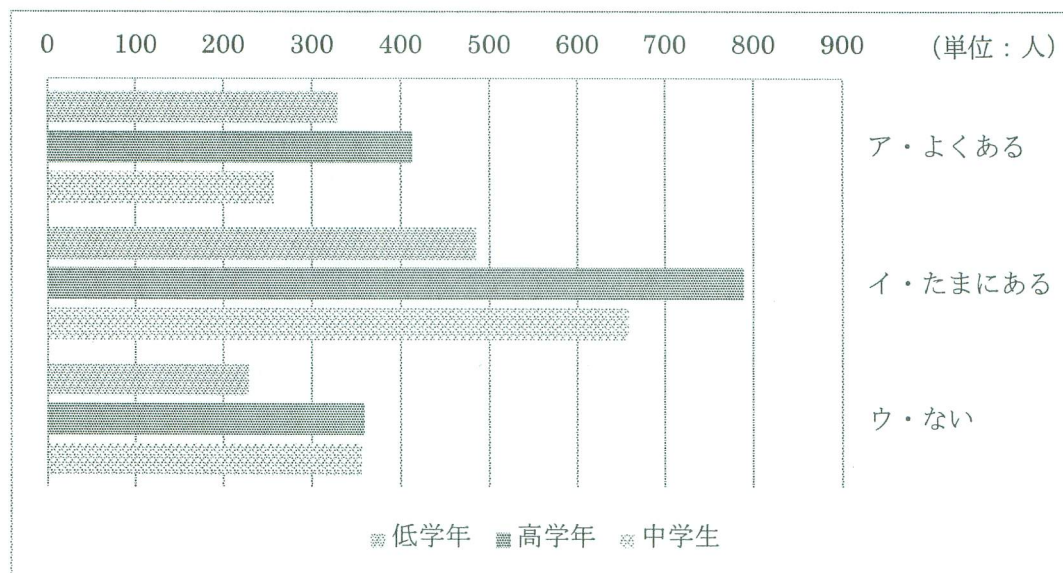
問1の質問で(イ いいえ)を選んだ人だけ教えてください。



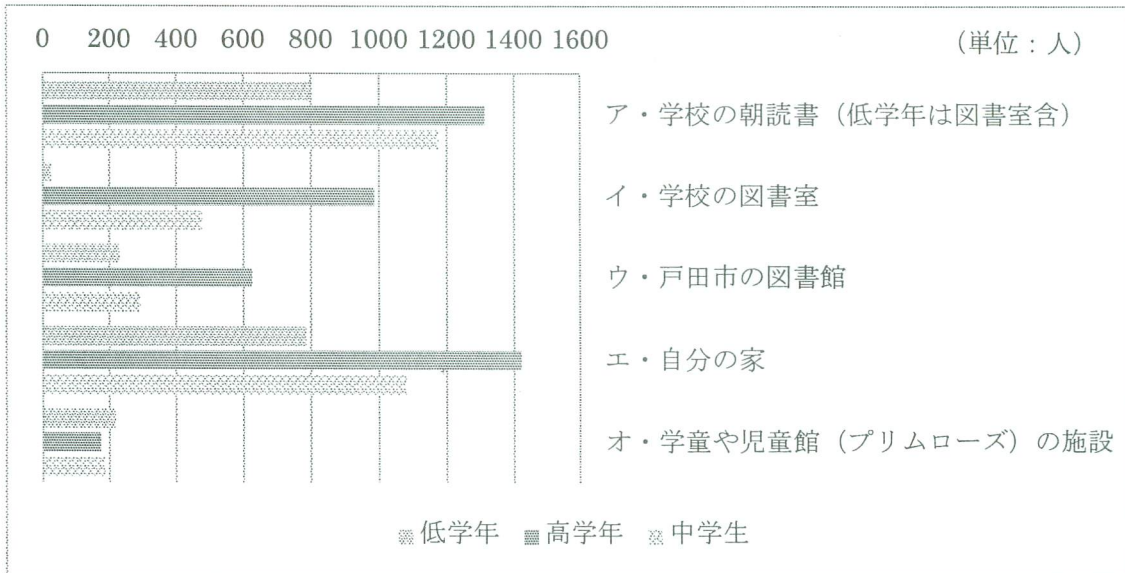
問5 あなたが小学校へ入学するまでに、家庭や保育園、幼稚園の先生に本を読んでもらったことがありますか。



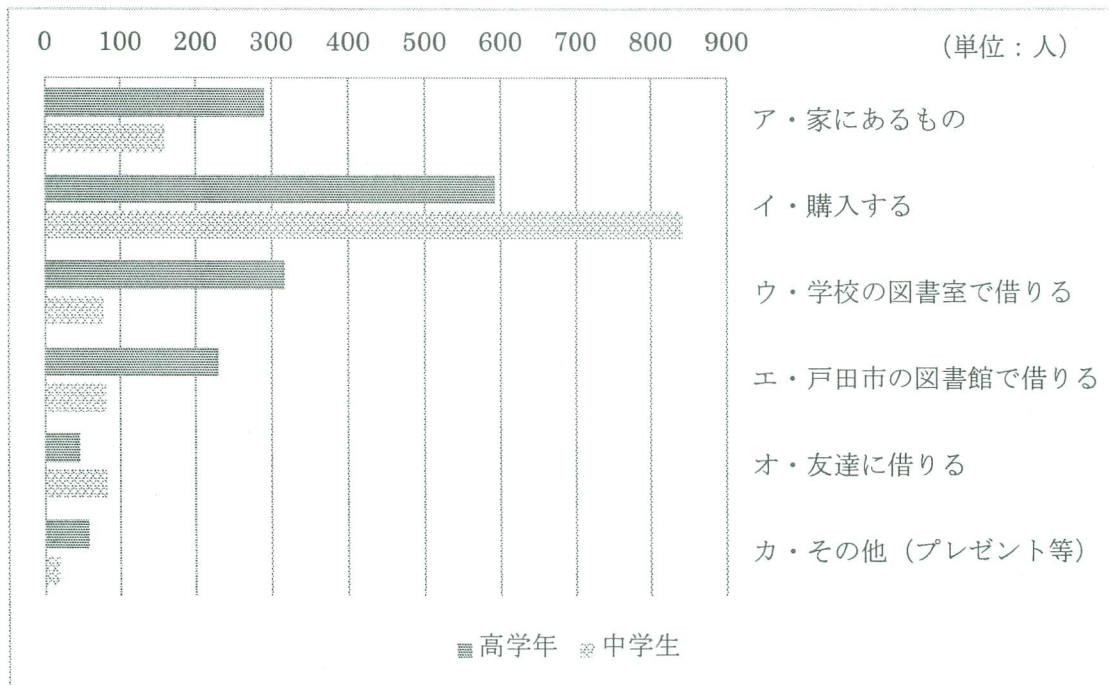
問6 あなたは読んだ本の内容について、家族や友達と話をしたことがありますか



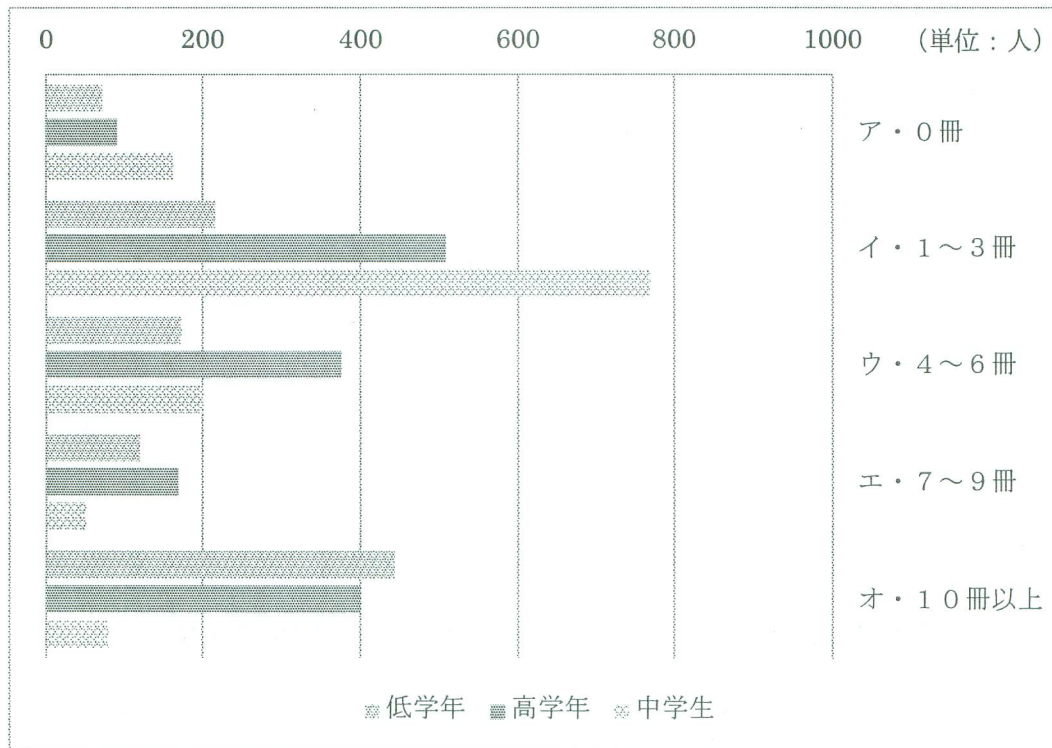
問7 あなたはどこで本を読むことが多いですか。(複数回答有)



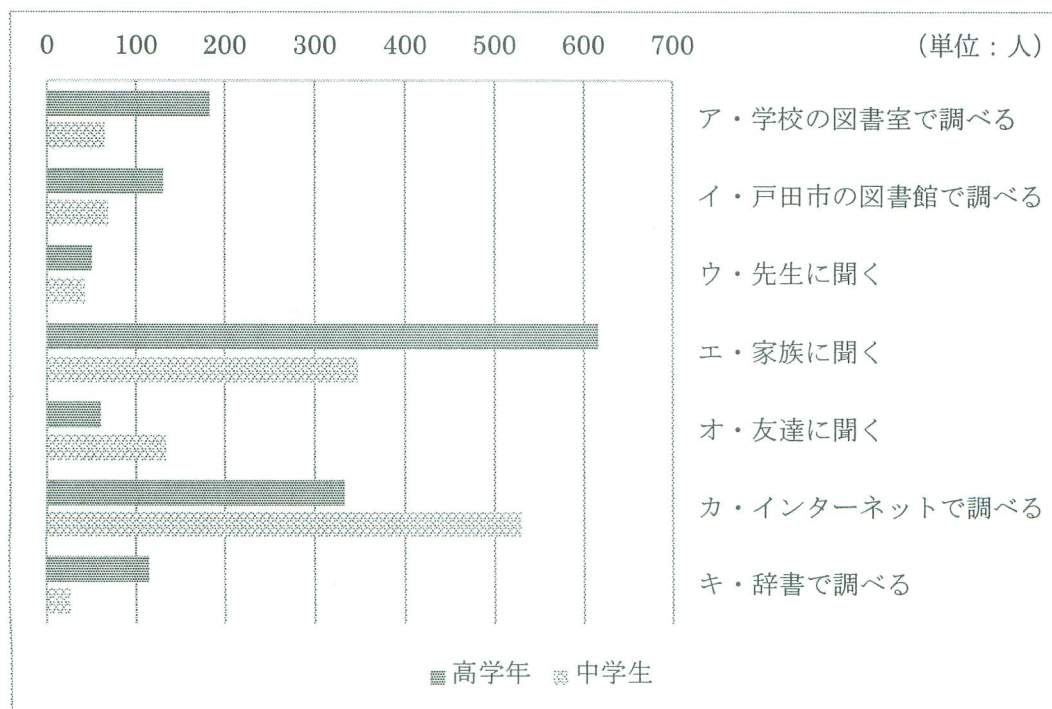
問8 あなたは本を読むとき、どのようにして手にいれることが多いですか。



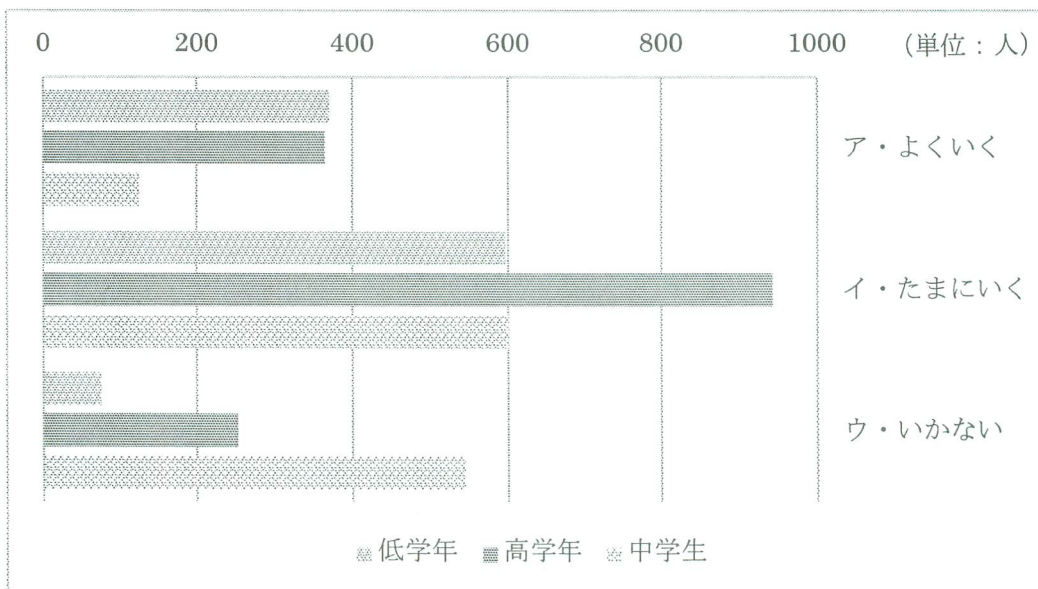
問9 この1カ月の間に、本を何冊読みましたか。



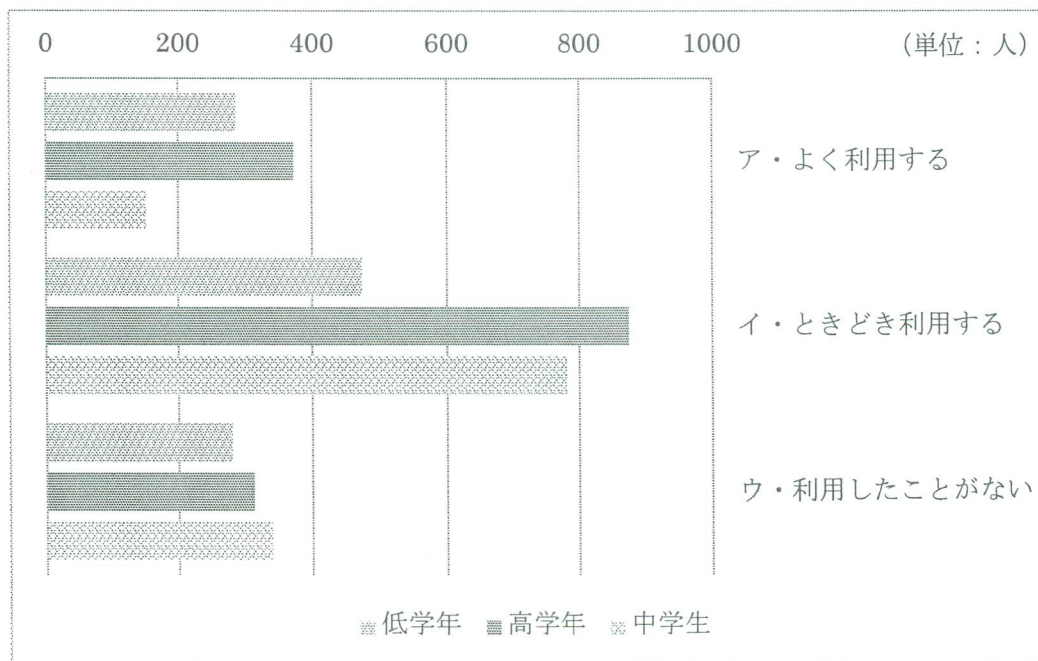
問10 あなたは知りたいことがあったとき、どうやって調べますか。
(複数回答有)



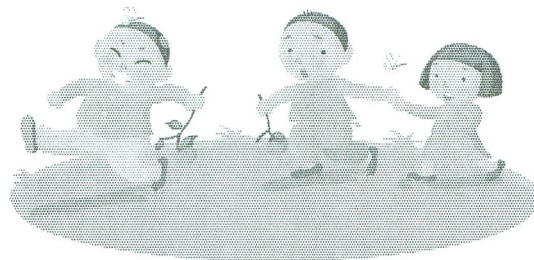
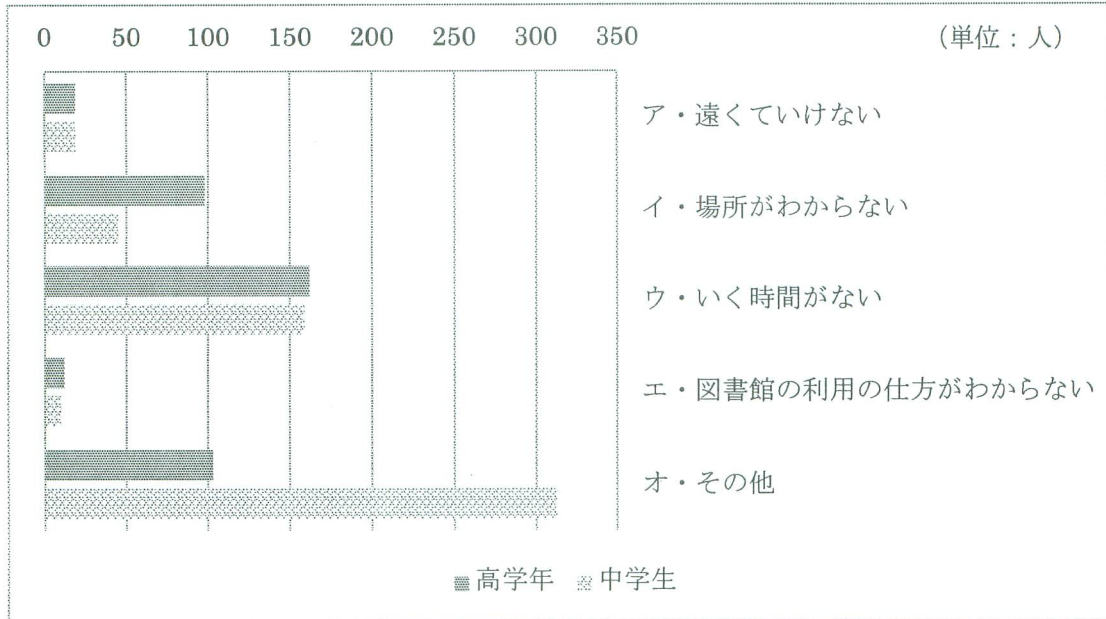
問11 あなたは学校の図書室へ行きますか。



問12 あなたは戸田市の図書館を利用したことがありますか。



問13 問12の質問で(ウ 利用したことがない)を選んだ人だけ教えてください。



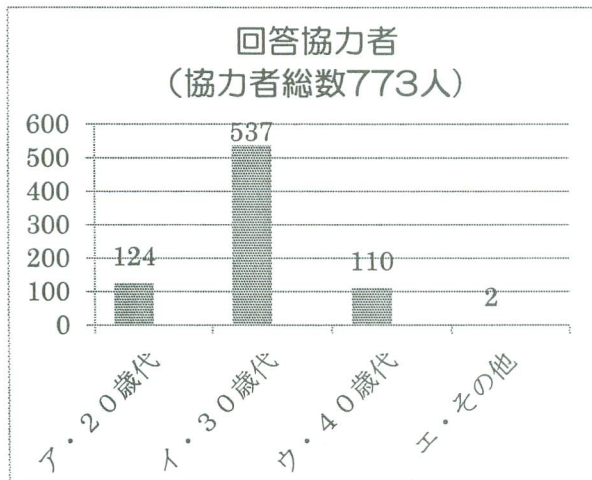
◆◆◆読書アンケート調査結果Ⅱ◆◆◆

市内の未就学児の保護者へ、読書活動の推進についてアンケートを行い、意見等の調査を行いました。

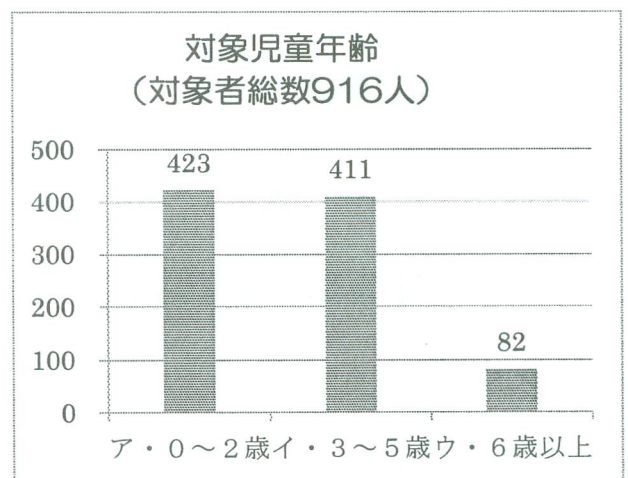
●未就学児の保護者への読書に関するアンケート●

- ①市立保育園、子育て広場、親子ふれあい広場、あすなる学園に通う未就学児親子を対象
- ②設問 6問

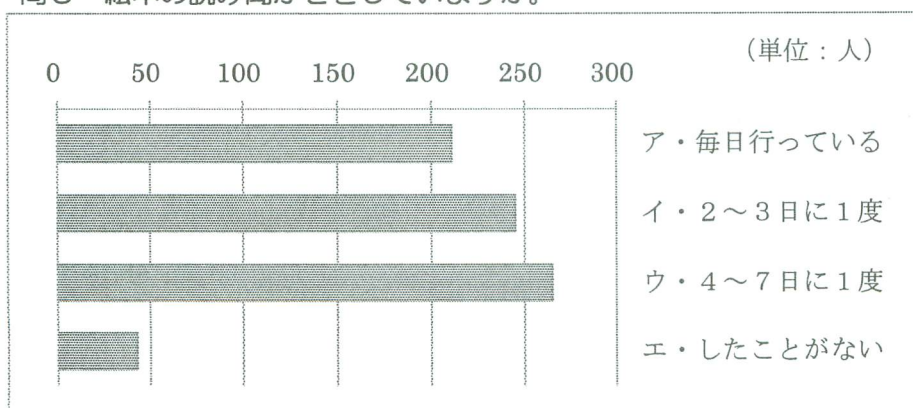
問1 回答者年齢



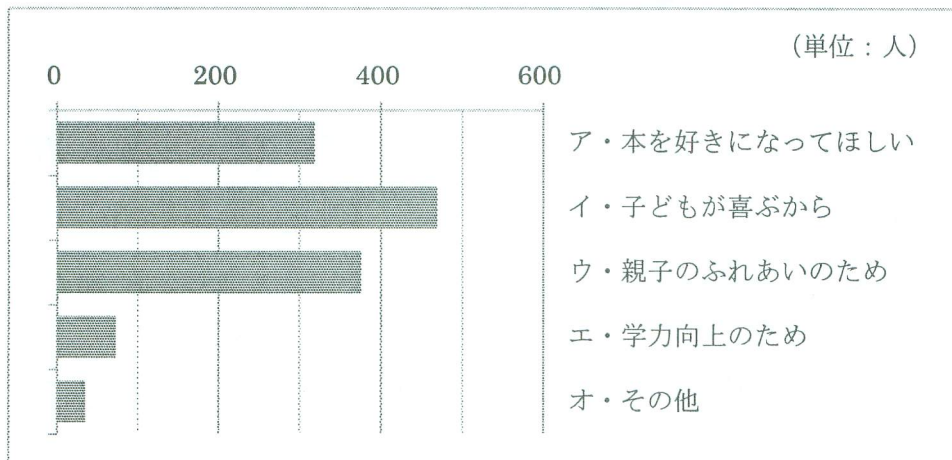
問2 対象児童の年齢



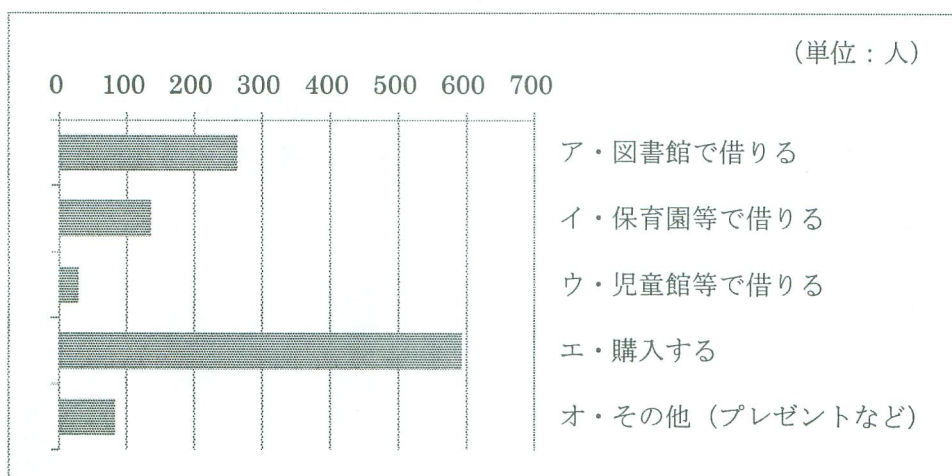
問3 絵本の読み聞かせをしていますか。



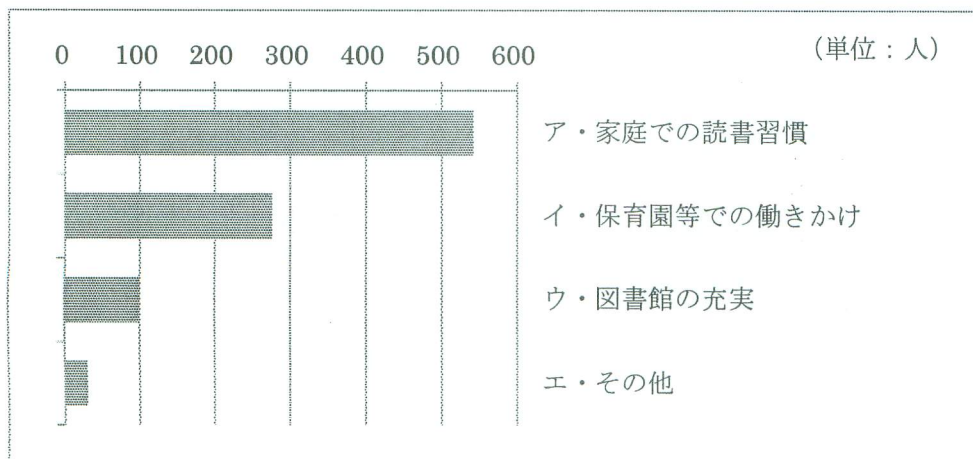
問4 読み聞かせをする目的はなんですか。(複数回答有)



問5 絵本はどのようにして手にいれますか。(複数回答有)



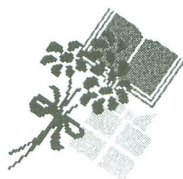
問6 子どもたちが本を読むようになるには、何が必要だと思いますか。(複数回答有)



【読書活動推進への取り組みについての意見】

乳幼児期の読書に関するアンケートを保護者の方へお願いしたところ、子どもたちが本を読むようになるために必要なこととして、下記のようなご意見がありました。

- 子どもの身近なところに本がすぐ手にとれるような環境であること。
- 親子で楽しく読むことが大事だと思う。
- 英語の絵本を充実してほしい。
- 大人も読書をすることで、子どもも読書をするようになるのでは？
- 身近な人たちとのふれあいなど、心が大事。
- 家庭での読書習慣が大切。
- 家庭や学校等、少しでも本にふれる時間をつくること。
- テレビやゲームにふれる時間が多すぎるので、想像力が養われないのではと心配。
- 本に興味を持たせる環境づくりが大切。
- 読書を強制すると、かえって嫌いになるのでは？
- 保育園や幼稚園での働きかけが大事。
- 学校図書館の充実。
- 市立図書館の充実、子どもが利用しやすい環境。



◆◆◆施設へのアンケート調査結果Ⅲ◆◆◆

施設へのアンケート調査により、各施設において施設職員やボランティアによる読み聞かせ、また本の貸出など読書活動に関わる様々な取組が行われており、子どもたちの読書の大切さについて高い意識をもっていることが分かりました。

●市内小中学校の取組

①学校図書館蔵書数

	平成 18 年度末現在	平成 22 年度末現在	平成 24 年度末現在
小学校 12 校	100,425冊	117,316冊	126,155冊
中学校 6 校	50,660冊	61,746冊	66,710冊

②学校図書館担当職員（本好きサポーター）全小中学校 18校に配置

③朝読書の実施や読書マラソンの実施。ボランティアの協力による読み聞かせの実施等

●市内高校での取組（1校）

①学校図書館蔵書数 平成24年度末現在 約31,000冊

②学校図書館専任司書の配置

③図書室からのおたより、本のリスト等の作成などの実施

●市内公共施設（私立・市立保育園含）での取組

①職員や保護者、ボランティア等の読み聞かせの実施

②ボランティアの活用

③絵本等の貸出

④読み聞かせした本の紹介

⑤児童書の充実

●家庭保育室（私立）の取組

- ①図書館の団体貸出の利用
- ②読み聞かせの実施
- ③読み聞かせをした本の紹介

●幼稚園（私立）の取組

- ①読み聞かせの実施
- ②親子絵本読み聞かせの会実施
- ③児童書の充実



第2次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 第2次戸田市子どもの読書活動推進計画を策定するため、第2次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次戸田市子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他第2次戸田市子どもの読書活動推進計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育委員会事務局次長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局図書館・郷土博物館図書館担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。
- 2 この要綱は、第2次戸田市子どもの読書活動推進計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

所属	職名	備考
教育委員会事務局	教育部長 次長 指導課長 生涯学習課長	委員長 副委員長
学校図書館教育部会	部長 副部長	
福祉部	障害福祉課長	
こども青少年部	こども家庭課長 保育幼稚園課長 児童青少年課長	
事務局	図書館・郷土博物館 図書館担当	

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日)

(法律第154号)

第153臨時国会

第1次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

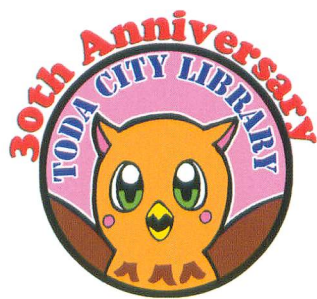
附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



第2次戸田市子どもの読書活動推進計画
平成26年3月10日発行

発行 戸田市
〒335-8588
埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
TEL048-441-1800
編集 戸田市立図書館・郷土博物館
〒335-0021
埼玉県戸田市大字新曽 1707 番地
TEL048-442-2800